

公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録規程

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設置規程（以下「設置規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、設置規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、市町村体育・スポーツ協会及び県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

- 2 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査において、県協議会が別に定める登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定を行う。

- 2 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

- 2 登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- （1）全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- （2）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）規約・会則・定款等（以下「規約」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- （2）事業計画・予算、事業報告・決算を。意思決定機関で議決すること。
- （3）登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。

- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な対策を講じていること。
- (7) 役職員等の関係者に公益財団法人大分県スポーツ協会 役員等及び職員倫理規程第4条に定める事項を遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、公益財団法人大分県スポーツ協会が定める「公益財団法人大分県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

第10条（登録料）

県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

- 2 前項に定める登録料は、毎年、県協議会常任幹事会にて別途定める。

第11条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

- 2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条（改定）

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

- 附則1 本規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、公益財団法人大分県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、本規程に定める「登録クラブ」も、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。それに伴い、第10条の登録料についても、令和5年3月末日まで公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程第10条で定める登録料のみ受領するものとする。